

『ワイン部門におけるレギュラシオン』

(訳) 須 田 文 明

1. 一般理論の試金石としての特定部門
2. レギュラシオン・アプローチの起源: 本質的にマクロ経済学的研究
3. 部門分析: 投影図式や機能主義の困難
4. 農業と食品産業: 標準的な経済理論にとって困難な領域
5. フォード主義の帰結ではなく、レギュラシオン理論の方法を適用せよ
 - (1) 当事者利害のゲームにより、部門の範囲が定まる
 - (2) 市場を越えた多様な集会的行為者
 - (3) 部門の長期的ダイナミズムにとって、制度的布置が重要である
 - (4) 現行経済体制の二重構造
6. ワイン部門: 制度の経済学のケース・スタディ
 - (1) 制度的布置および制度体制は、社会的に構成される
 - (2) 組織諸形態は強度の履歴効果を有している
 - (3) 制度体制は、しばしば構造的危機から生じる
 - (4) 制度化された妥協が長期にわたり生産力の飛躍を妨げることもある
 - (5) ワイン部門の構造的危機のまっ只中で
7. 研究プログラムの展望
 - (1) 様々なアプローチを結合すること、しかし方針を守ること
 - (2) ワイン部門の多様なレギュラシオン様式をより厳密に特徴づける
 - (3) 職業団体と国家的形態、国境を越えた規則
 - (4) ワイン部門のレギュラシオンはまったく特殊なものであろうか?
 - (5) 現在のワイン危機の起源と課題
おわりに

1. 一般理論の試金石としての特定部門

論文とは学問的基準を満たすことだけに専心すべきものなのだが、それだけでも実行するのは困難なものである。しかし、それ以上に長期にわたる知的探求(場合によっては、大学の学位取得に至るような)を必要とするのが、博士論文である。P. バルトリとD. ブレの研究は、当然のことながら、後者に属する。それは900ページに及ぶ本文と統計および参考文献の別巻からなるような、ワイン経済についての頂点を極める研究である。しかし、この論文はたんにそれだけにとどまらない。というのも、それは、「レギュラシオン・アプローチは部門的特殊性を考察することができるだろうか」という、極めて理論的な課題に貢献しているからである。しかしながら、この論文を読むことで大まかな知識は得られたとはいっても、私自身としては、敢え

て、ワイン経済に関して得られた結論の妥当性について判断することは、差し控えることにしよう。

ところで、博士論文審査委員の一人としての、私の以下の考察が主要な対象としているのは理論的な問題である(ワイン問題にたいする知見のためにではなく、レギュラシオン・アプローチについての研究という観点から、私は委員の一人に選ばれているのである)。また、私のこの論稿は、以下の諸章からなる。まず最初に重要なのが、「このアプローチが、そもそも、マクロ経済学的な性格をもつものであった」ことを強調しつつ、このアプローチの起源をたどることである(第2章)。次に、このアプローチを「部門分析」へと拡張しようとしたいくつかの研究の長所ならびに短所に言及することが説得的であろう(第3章)。最近に至るまで、「フォード主義」概念(これそのものは研究の出発点ではなく、帰結でしかない)の機械的な適用が、レ

ギュラシオン理論の概念と方法の実り多い利用方法をしのいでいた観があった。「農業および食品産業」は、こうした機械的適用の対象となっていたようだが、それは、多くの困難、この分野の専門家からの批判に直面せざるを得なかった（第4章）。

バルトリとブレの論文が重要となるのは、こうした背景においてである。結局のところ、二人の著者は、完全に自律的ではないにせよ、部門的特性に強く特徴づけられるレギュラシオンの可能性を明らかにするような一連のオリジナルな考えを提起しているのである（第5章）。ワイン部門（それ自身でもまったく異なった二つの分野に分裂している）は、非常に適切な適用領域となっている。というのも、様々なワインの差異が、たんに「社会的に構成され」、強い「履歴効果」を有しているというだけではなく、さらに、制度的布置が、異なったレギュラシオン様式を作り出すのに貢献しているからである。「部門的な制度的布置」は、いわゆる純粋な市場メカニズムにたいして単なる摩擦をもたらすものなどではなく、逆に、部門の飛躍や低迷、および経済変動へのこれら部門の対応を促進しているのである（第6章）。

しかしながら、著者たちは、少なくともこの博士論文のなかでは、彼らの方法論的成果から十分な帰結を引き出しではない（本誌所収論文では、補足されているが）。そのために、次のような疑問が生じることになる。部門的レギュラシオン様式のなかに、全体としての発展様式に由来する制約と機会とを含ませることはできないのであろうか。分析的に、次いで計量経済学的に、より精緻に、現行の経済体制を特徴づけなければいけないのではないだろうか。最後に、ワインのレギュラシオンは、まったく特異なものであるのだろうか。多くの作業仮説が研究者集団に課されているが、これらを彼らの（たぶんに批判的な）判断に委ねたいと思う（第7章）。

2. レギュラシオン・アプローチの起源： 本質的にマクロ経済学的研究

M.アグリエッタの考察⁽¹⁾によりながら、フランスで70年代に現れていた研究の二つの発想を思い起こすのが適当であろう。すなわち、一方では、外見上、逆説的なマクロ経済学的潮流が新たな研究を呼び起こしていた。つまり、合衆国のインフレの加速化および先進各国におけるその拡大をいかに解釈するのか。さらに、60年代末からのフランスにおいて猛威をふるっていた失業率の増加をいかに説明するのか、という研究であった。しかしながら、他方では、当時利用可能であったほとんどの理論は、十分に満足のいく解釈を施すことはできなかった。ケインジアンは経済活動のファイン・チューニングに関する通貨当局および政府の力を過大評価していたし、他方で、マルクス主義者は、景気後退ないし収縮のなかに、国家独占資本主義の構造的危機の萌芽しか見ていなかった。レギュラシオン・アプローチのプロブレマティークが育まれてきたのは、こうしたふたつの伝統の批判的再評価を通じてなのであった。

最初は合衆国、次いでフランスに関する、長期にわたる歴史的研究から、主要な教訓が生まれてきた⁽²⁾。（戦後フランスの高度成長を特徴づける）栄光の30年における経済成長の比類なきテンポと安定、さらに循環性危機の緩和およびインフレの持続⁽³⁾、こうした事態は新しい発展様式、すなわちフォード主義の確立から生じたのである。他方で、この発展様式は、生産ノルムと消費ノルムとのほとんど同時的な拡大に基づいた「蓄積体制」に対応している。つまり、基本的には、労働の科学的組織化（テーラー主義）の普及⁽⁴⁾が賃労働者自身による大量消費の飛躍をもたらし、こうして、生産コストの持続的削減および計画的な陳腐化による市場拡大に依拠した

集約的かつ蓄積的な成長を促進することになったのである。このような転換は、次のような「制度諸形態」の総体が構築されることにより可能となった。すなわち、生産性の上昇の原理を組み込んだ賃労働関係、寡占的競争の安定化、外国通貨との交換可能な信用貨幣の確立、もちろん、また、ベヴァリッジ流の福祉原理を経済活動の安定化というケインズの目標と結合させるような国家と経済との新しい布置の登場があった。独占主義的か、管理的か、という選択には還元できない「レギュラシオン様式」を規定しているのが、こうしたメカニズムの結合なのである。

レギュラシオン・アプローチの問題構成が普及するなかで、フォード主義概念への言及が主要な役割を演じるようになり、OECD諸国で構築された制度諸形態およびレギュラシオン様式の相対的な「同質性」が、少なくとも暗黙のうちに示唆されることになった。しかしながら、体系的な比較研究⁽⁵⁾が開始されると、この一般的なモデル自体が、非常に対照的な国民的相違を経験していることが明らかとなったのである。イギリスにおいて、それは熟練工の抵抗によって阻害されたフォード主義となったし、イタリアでは遅ればせの不十分に制度化されたものであったし、西ドイツではフレキシブルなスペシャリゼーションという節度ある大量生産であったというように、それぞれのフォード主義は全く異なった制度的布置を創出しているのである。こうして、合衆国が、そして間接的にはフランスが構築した初期の標準的モデルが相対化されることになった。この二国の場合、大量生産モデルの導入ないしその適合において、国家が決定的な役割をはたしていたのである⁽⁶⁾。こうした国民的な違いは、80年代の展開に関する研究を参照するならばいさうはっきりする。オルタナティヴな生産モデルないし発展様式の方角性を描くという観点からすると、合衆国や日本、西ドイツ、イギリス、イ

タリアといった国々における生産のダイナミズムおよびマクロ経済的なダイナミズムは、きわめて対照的であるように思われるのである⁽⁷⁾。

レギュラシオニストの研究は、こうして、（純粋なフォード主義モデルと、過去から継承された制度的・部門的軌跡の反映としての）国民的な特異性を解明するようになったのである。要するに、このことを確認することは、レギュラシオンの問題構成において部門が占める位置の問題を提起することなのである。

3. 部門分析：投影図式や機能主義の困難

80年代以来、部門的研究ないし企業の分析に関与している研究者たちは、彼らの研究領域へのレギュラシオン・アプローチの適用の妥当性について検討してきた。P.バルトリとD.ブレ⁽⁸⁾は、こうした潮流に参加し、おそらく最も精緻化された概念を提起しているのである。彼らの歩みをたどり、それを評価する前に、彼らの先行者により行われてきた部門分析のふたつの大きな潮流を想起し、次いで、最近の研究者が克服しようとしている先行研究の明らかな限界について解明していくことにしよう（表1参照）。

最初の考え方によれば、部門的現実、フォード主義を構成する論理と制度諸形態が生産総体に投影されたものでしかないというのである。一方で、その時々を経済と大量生産産業における生産組織の分析は、自動車組立産業とフォード主義的蓄積体制の枠組みとの「同質性」を、時期尚早にも強調してきた⁽⁹⁾。他方、逆の方向からは、フォード主義原理が組み立て産業以外の部門、例えばサービス業や銀行、建設業、われわれの観点にとって重要な農業といった部門にどの程度、浸透してきたのかが、検討されてきた。そこでの仮説は、フォード主義は支配的であるば

表 1 部門的レギュレーション様式の先行研究

著 者	部 門	アプローチのタイプ	主 な 結 論
Coriat, B. 1978	石油化学 加工産業	労働過程分析	1. 加工産業は組立産業とは異なっている 2. そこでの賃労働関係も異なっている
Campinos, M. 1983	建築業 建設業	部門的組織化形態、そのフォー ディズムにおける位置	1. 作業現場の制約がテーラー化・フォーディズムを 免れる 2. 賃労働関係、危機も異なっている
Nefussi, J. 1987	農業 食品産業	フォーディズムと、その部門 への影響	1. 農業・食品産業の顕著な独自性 2. 工業にたいするこの部門の補完性
Petit, P.	サービス 銀行・保険業	組織形態の特徴付け、蓄積体 制におけるその位置	1. 産業のダイナミズムと第3次産業の変容の相互依 存性
Kenney, M. <i>et al.</i> 1988	アメリカ農業	フォーディズムの農業への拡 張・適用	1. 賃労働関係における妥協と農産物価格の安定化と の連関 2. 科学技術の農業への大規模な適用
du Tertre, C. 1989	自動車、建築 石油化学	蓄積体制における位置、部門 的特性	1. 多様な部門形態の共存と生産性の制約 2. 危機からの脱却は多様なタイプをとる
Lallement, M. 1990	家内工業	工業化過程における位置	1. オルタナティブな生産モデル 2. 発展モデル、技術変化の下での永続的な変化
Reynaud, B. 1991	巨大経済部門 における変化	賃金契約の決定要因	1. 給与体系における部門的な不均衡 2. 特定の共通した傾向（個別化など）

かりか、他の全ての組織形態を排除する傾向にある、というものであった。しかし、逆にいえば、例えば大企業がこうしたモデルに従っていないと主張することで、グローバルな水準で理解されているフォード主義概念が不十分なものである、と結論づけられているのである⁽¹⁰⁾。同様に、労働経済学や労働社会学において、たった一つのケース・スタディーから、フォード主義のグローバルな概念の不適切性を結論づけるような研究者が多くみられる⁽¹¹⁾。

より微妙な第2のアプローチによれば、投影が重要なのではなく、蓄積体制の中核部分とは全く異質な、他の一連の部門的組織化様式とフォード主義原理との「接合」が重要であるという。例えば、建設や建築部門への科学的方法の適用の困難を確認することで、建設などの部門の外延的生産方法と、大量消費財産業を中心とした内包的生産方法との「補完関係」という考え方に行き着くのである⁽¹²⁾。

ところで、第二次大戦後、工業の経済成長のダイナミズムはかつて無いほどの都市化を引き起こし、他方で都市化は、輸送や工業用

建築、住宅といったインフラの圧倒的な拡大を呼び起こした。伝統的生産過程の存続と生産性の相対的な低さとは、地代の上昇および住宅の相対価格の上昇とがもたらす利益とこれらの部門の金融的富裕との代償でしかない⁽¹³⁾。このように工業におけるフォード主義的組織化と、より伝統的な部門（とりわけ公共建築）における前フォード主義的組織化との間の「機能的連関」が見られるかもしれない。しかし、この第2の考え方においても、他の部門の総体にたいして、たとえ間接的にはあっても、また時として逆説的にはあっても、フォード主義が自らの論理を押しつけているのである。

しかしながら、こうした見方は、理論的観点からも、また、例えば、さまざまな部門における賃労働関係に関するケース・スタディーに照らしても、激しい批判にさらされずにはいられなかった。最初の理論的レベルにおいては、このふたつの分析法は、機能主義に向けられたよく知られている批判⁽¹⁴⁾の攻撃にさらされた。建設と公共建築部門を例に取れば、その組織化形態は、部門の特殊性に関連づけてではなく、むしろ、蓄積体制に

おける、さらに、経済全体レベルでのレギュレーション様式におけるこれら部門の位置に応じて特徴づけられてしまっているのである。

ずっと以前からレギュラシオニストは、結局のところ「半機能主義」が重要である、と考えてきた⁽¹⁵⁾。つまり、彼らは、それぞれの部門の接合形態が、全体的な発展様式の安定性を目指している、などと主張しているのではない。むしろ逆に、部門的組織諸形態は、きわめて部門的な利害と制約に対応して登場してきたのである。しかし、これらの諸形態は現行の発展様式と、最終的には両立しなければならない。部門的論理を事後的にしか支配していないという意味で、ある種の穏健な機能主義といえるかもしれないが、語の伝統的な意味での機能主義的⁽¹⁶⁾というよりは、その発想は、むしろ進化的⁽¹⁷⁾なものであろう。

厳密に経験的な観点からすれば、フォード主義概念が、多くの部門（たとえそれが工業的なものであっても）においては「基本的に」不適切である、ということを示すのはたやすい。一方では、製造業は全く同一の労働管理を前提としているわけではないし、異なった論理に従っている⁽¹⁸⁾。他方で、家事サービスについてはいうまでもなく、多くの伝統的消費財産業はテーラー主義やフォード主義的生産方法とは無縁なままである（いくどとなくこれらの生産方法の適用が試みられているが）⁽¹⁹⁾。こうして、レギュラシオニストの研究に刺激されたさまざまな論者は、部門的論理の多様性と異質性を尊重して、この論理の「第3の考え方」を提起してきたのである。例えばテルトルは、三つの組織化原理の堅固な共存（フォード主義はそのうちの一つでしかない）を主張している⁽²⁰⁾。またラルマンは家内労働の観点から工業化の過程を考慮し、ドイツやフランスの経験と比較することで、イギリスやアメリカの工業化図式を相対化している⁽²¹⁾。同様に、レイノーは、部門に応じて

ある程度異なった、またその生産の特徴や団体交渉および当該の熟練に応じて異なった、賃労働諸形態の堅固な共存を示している⁽²²⁾。

かつてフォード主義の枠外で支配され、歪められていた生産組織が、いっそう不安定になった経済状況のなかで、また製品の品質の競争激化のなかで、有効性と堅固さを再び見せているのは、歴史の皮肉であろう。というのも、これらの生産組織は、労働者のより多くの熟練と多能性を必要とするからである⁽²³⁾。これこそが、膨大な工業化の国民的経験から得られた、ピオレとセイブルの結論⁽²⁴⁾であるばかりか、公共建築部門に関する国際比較に基づいたカンピノの結論⁽²⁵⁾でもあった。

こうした背景の下で、かつてマルクス主義的アプローチにより試みられてきた農業分析を、今日においてはレギュレーション理論による分析で置き換えるのが有効なのである。

4. 農業と食品産業：標準的な経済理論にとって困難な領域

彼らの博士論文の第1部の中で、著者たちは、とりわけマルクス主義的理論家による農業分析の文献レビューを行っている。今世紀の始めから、大多数の理論家の診断は、農業部門における資本主義の発展に刺激されて、農業において生産および諸関係の転換が起こる、というものであった。合衆国ではこうしたモデルは完全には払拭できないとしても、ほとんどのヨーロッパ諸国において、このモデルは、形式的に独立した小農による小規模農業生産の存続を説明することができないでいる。こうして、農業のダイナミズムの理解に取り組んだ研究者をはじめとして、マルクス主義理論の核心部に関わる再検討が行われなければならないのであった⁽²⁶⁾。

この点に関して、以下のことを強調しておかなければならない。すなわち、レギュラシ

オン・アプローチの先行研究、とりわけ生産システムの多様性に関する研究⁽²⁷⁾は、様々な生産様式の、正式かつ事実上の、こうした接合の帰結を経済的に分析するために、農業における小所有者の抵抗（生産者の多くの事実上の半プロレタリア化を伴おうと、伴わずとも）から発想を得ていたのである。すでに、農業およびその関連産業は、現代マルクス主義理論の精緻化・現実化において、実験室の役割をはたしてきた。例えば、最初は農業における地代、ついで都市地代の役割の再評価⁽²⁸⁾。さらに生産力の方角づけにおける社会政治的な妥協の役割、さまざまな生産形態の接合の役割といったものがそれである。80年代において、もはや国家独占資本主義論やアルチュセール主義からのみならず、レギュレーション・アプローチの適用の試みからも研究者が生まれてきていた。最初の段階においては、こうした試みは前述の部門研究と同じ困難、すなわちレギュレーション・アプローチの方法論の適用ではなく、フォード主義概念の機械的適用という困難に突き当たったのである。少々異なった形で、バルトリとブレの論

文の論点を取り上げることになるのを承知の上で、伝統的なアプローチの二つの方向を区別しておくのがわかりやすいであろう。

(1) 生産諸形態および社会諸関係の「傾向的同質化」という仮説によれば、第二次大戦後の農業の変容は、農業においてもフォード主義に対応するものを確立することとなった（図1参照）。

こうして、ケネーやカリー、グーラ⁽²⁹⁾はニュー・ディール以降、農業に移植された組織諸形態が、おおよそのところ、フォード主義（彼らはこのようにいうのをはばからない）農業の構築に対応した、と主張しているのである。彼らが強調するのは、この部門の機械化、新品種の作出への科学技術の適用、それによる相対価格の低下（これは、よく知られているように、内包的な経済成長と関連づけられる）である。農業者の生活様式自体も、労働者においてみられたものと同じ変容を経験し、こうして、生産および消費ノルムの相乗性が農業にも及んできたというのである。

こうした解釈にたいする反論には、枚挙に

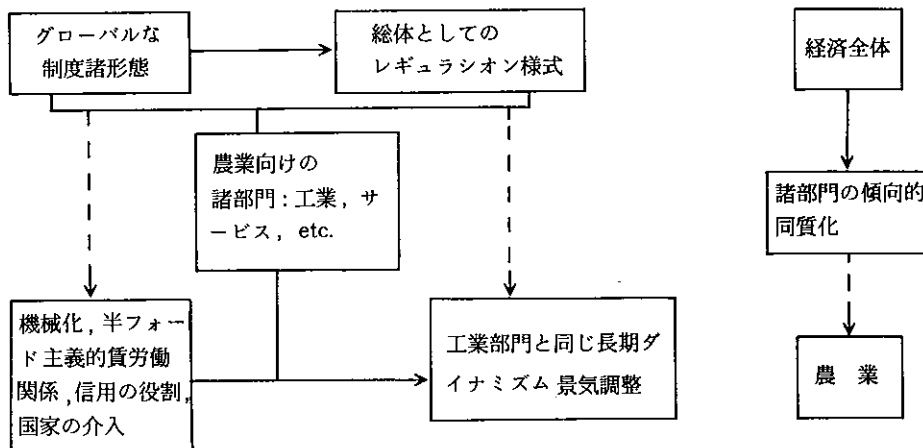


図1 投影主義的アプローチ（農業部門はグローバル経済からの投影にしかすぎない）；グローバル経済から部門へ

暇がない。厳密に経験的な視点からは、こうした解釈は、合衆国で観察されたメカニズム（農業における資本主義的諸関係の確立に有効に対応している）を、他の諸国、とりわけヨーロッパ諸国へと敷えんさせてしまうことになる。しかしながらこうした諸国は、農民と産業資本主義、金融との間での全く異なった妥協によって特徴づけられているのである。また理論的には、農業へのフォード主義のかかる適用は、部門的現実の多様性を分析するためにフォード主義概念を利用する場合と同じ批判に突き当たることになる。このような分析は、まず第1に、異論の多い、生産諸形態の傾向的同質性という仮説に基づかねばならないのである。

(2) 若干これとは異なった観点からは、農業における生産諸形態の機能的連関が主張されることになる。労働の組織化の基準から判断する限り、一見したところアルカイックではあるものの、農業の生産諸形態は第二次大戦後の全体的な成長モデルの論理のなかに挿入されている、というのである。例えばドベユルの主張するところによると⁽³⁰⁾、労働者の収入に関するフォード主義的妥協と、農業収入の相対的安定化との間の同時進行がみら

れ、他方で、農業者の生産性向上努力は食料消費支出の削減を促進し、こうして耐久消費財（自動車、家電製品、住宅）⁽³¹⁾の購買を促進するというのである。そのうえ、彼は、こうした妥協が、他の経済部門からの要請に応じて、農業労働力の流出を調節している、とも述べている（図2）。

大ざっぱにいうと、このような解釈は、70年代にセルヴォラン⁽³²⁾が正統派マルクス主義理論に関して行った解釈のレギュラシオニスト版といったところである。いずれの場合においても、小農の農業生産の存続が、労働者の再生産費用の削減を可能とし、したがってより一般的に、工業ダイナミズムとの有効な接合を保証するというのである。

このように、「厳密な機能主義」によるフォード主義の解明の魅力と限界をわかっていただけたであろう。つまりそれによれば、それぞれの部門は、総体としてのレギュラシオン様式におけるその位置に応じて組織されている、というのである。このような解釈においては、農業世界に対する産業資本主義の完全な支配を想定することになり、農民的世界のいかなる自律もなければ、農民に固有な利害の表出もなく、内包的蓄積に由来する圧

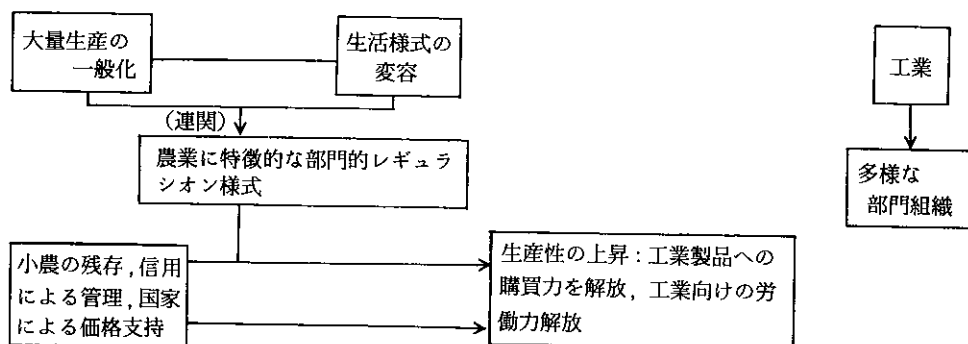


図2 機能主義的アプローチ；発展様式が独自の制約を課し、レギュラシオンの部門的諸形態の特性が生じる

力を過大評価することにしかないのである。こうした想定は、台頭するブルジョワジーと零細農民との間の妥協により特徴づけられたフランスの政治的、社会的な歴史とも全く対応していない。そのうえ、とりわけ価格保証やクォータの設定、農業者への様々な所得保証といった介入諸形態は、工業に特有なフォード主義的調整とほとんど合致していないのである。換言すれば、農業の領域、より適切に言えば、後で見るような農業者の活動領域は、現行の発展様式が課する圧力や制約に対して、ある「自律性」を有しているのである。

レギュラシオニストの発想による他の著作と並んで、ヌフシ⁽³³⁾が、レギュラシオンの部門的側面について、より釣合のとれた概念を採用している。改めて彼の定義を引用してみよう。「部門的レギュラシオンシステムは、『全体的なレギュラシオン様式』の中間レベルであると同時に、特定の部門に固有なコンフリクトの調停の制度的な帰結でもある」。こうした観点は、部門的論理の理解のための新たな地平を切り開くものである。しかしながら、彼が、そのすぐ後で、農業活動を方向づけている制度について、かなり機能主義的な見方を採用していることについては、バルトリとブレとともに、われわれも悔やまざるを得ないのである（それでも彼の仕事は二人の博士論文に道を開くことになったのであるが）。つまり、部門とは、アプリオリに異質な二つの論理（一方では、部門に特有な利害と制約、他方では、全体としての発展様式からの影響と要請）が直面し、結合される場なのである。つまるところ、グローバルな論理から部門的論理へと優先度を逆にしさえすれば、コペルニクスの転換が達成されるのである。

5. フォード主義の帰結ではなく、レギュラシオン理論の方法を適用せよ

私の考えでは、この博士論文の主要な貢献は以下のことにあろう。それは、レギュラシオンの正しい概念から出発して、部門分析へと適用可能な一連の概念を初めて提起しており、しかも、投影図式、つまり全体的なレギュラシオンのメカニズムとの同質性という不当な前提を免れているのである（図3を参照）。バルトリとブレの本誌の論文を参照しながら、四つの主要な論点を取り上げて議論してみよう。

(1) 当事者利害のゲームにより、部門の範囲が定まる

ワルラス的なモデルの基本的術語からなる仮説に沿って、また新古典派理論の適用によって、ワイン部門の範囲を確定する場合、ワインの使用価値を同質的と考えるのが普通である。したがって、需要と供給の形成においては、この製品がどの程度他の財の代替財ないし補完財であるかを検討しなければならないし、計量の手続きを通じて、価格弾力性やそれに応じた収益を計量経済学に求めなければならないであろう。

ところが、レギュラシオン・アプローチは、（少なくとも、フランスの社会および経済にとって非常に特別なものである）このワインという製品の起源の分析をとりわけ重視している。したがって、この部門は単に使用価値のタイプや用いられた技術によって定義されるだけではなく、基本的には、経済的利害や職業的表象の場、生産単位の多様な戦略を規制している調整手続きといったものの重層化により定義されることになる。生のままのデータからではなく、利害や集団の社会的構成および正統化戦略の帰結から、統計的分類がなされている、という一連の考え方によっ

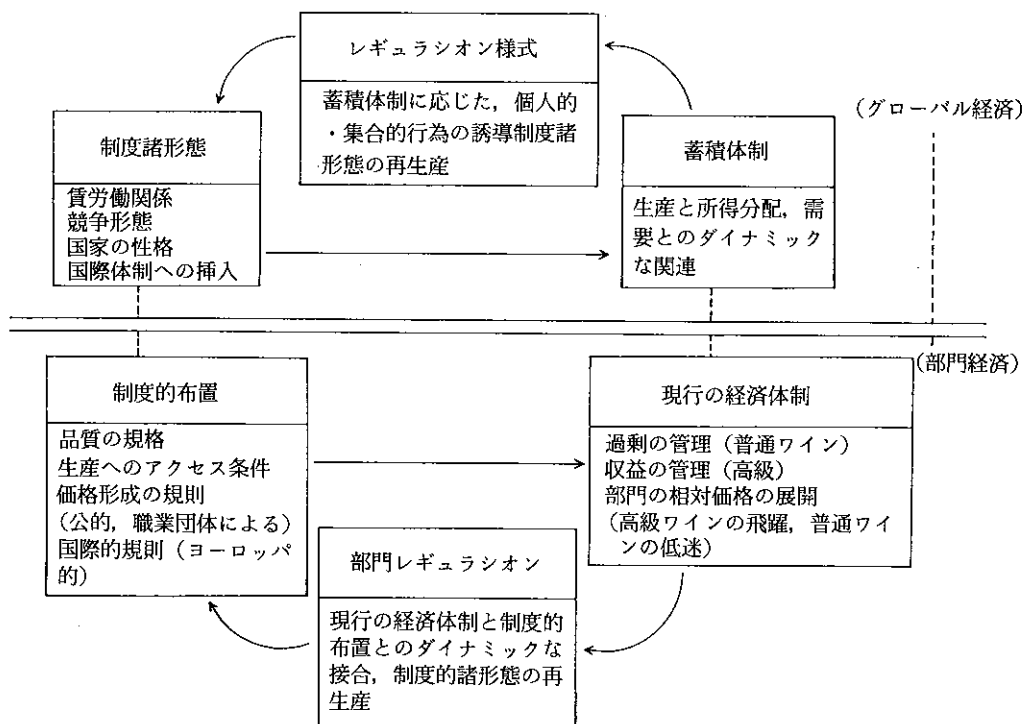


図3 レギュレーション・アプローチ；部門レベルおよびグローバルレベルでの同質性

て、著者たちの部門の定義はなされている⁽³⁴⁾。例えば、フランスにおいては、50年代に構成された、国民経済計算の部門的分類表は、ヴィシー体制下で生産や資源の配分を任されていた職業団体に起源を持っていることが想起されるのである⁽³⁵⁾。

こうした観点からは、ワイン部門の同質性という仮定は粉碎されることになる。この問題に関する多数の研究を動員しながら、著者たちは、管理された銘柄ワイン部門と普通消費用のワイン部門との間で、顕著で持続的な二重構造が存在していることを示している。社会カテゴリーに応じて顕著に異なった需要のために、以下のような事態が生じている。他集団から特権集団を区別するポジション財としての原産地呼称統制ワイン（AOC）。他方で、大衆層のための食料基盤としての第二

のワイン部門。二大カテゴリーの製品のこのような規定と品質は、収斂していくこと無く、逆に一世紀にわたり対照的な軌跡を描いてきた。つまり、一方では需要の増加および相対価格の上昇、他方では、需要の低下と競争激化がみられるのである。

換言すれば、ワインの社会的用途が、対照的な論理を持った二つのワイン部門を作り上げているという点が重要なのである。この二つの部門は、長い歴史の中で飲料の多様性を証明するものとして確立されてきたのであり、この飲料が現代社会において、社会集団の区別、およびより直接的には食料的基盤として機能しているのである。経済分析のカテゴリーそのものが、歴史的に構成されてきた、と主張するレギュラショニストのアプローチにうってつけなのが、まさにこの点な

のである⁽³⁶⁾。

(2) 市場を越えた多様な集合的行為者

ところで、こうした二つの部門の違いは、単に生産者が、消費者の多様な味覚を取り入れることでできあがったのではない。AOCに関する限り、それは以下のような絶え間ない戦略の結果なのであった。それは、品質や醸造法、生産の権利や販売網の組織化の権利を管理する規則や手続きの導入により、希少性の利潤を維持しようとするものであった。この博士論文を読んでみて、われわれはチェンバレン型の不完全競争理論を思い起こさずにはいられない。この理論からの連想によれば、生産者が自らに独占利潤をもたらすような商標（AOCの場合では、産地に応じて差別化されているのであるが）を築き、次いでそれを維持しているということになる。伝統的な工業製品部門と比較してみても驚かされるのは、大産地のこうした戦略が非常に長期にわたり維持されているということである。一般的には、発明者に付与された初期の利潤は、一群の模倣者の競争により侵食されてしまうのであるが、高級ワイン産業は、非常に長期間にわたりこうした利益を保証する「制度的布置」を付与されているのである。

このように、行為者の行為戦略は、単に、傾向的に競合的なメカニズムとの間で摩擦を起こしていない、というだけではない。全く逆に、とりわけ調整の集合的手続きの凝集性に由来するこの部門の成功は、多数の他の経済活動を支配している論理と、この部門との違いを示しているのである。たぶんこうした理由のために、この論文を読むことは一般経済学にとって刺激となるであろう。すなわち、ワイン部門は多くの他の部門に対して多くのオリジナリティーを示しており、このことが、この組織の変化を分析し、経済的調整に関する制度の役割を解明するように導くのである。

(3) 部門の長期的ダイナミズムにとって、制度的布置が重要である

「ワイン」製品の象徴的・社会的階層化を示し、このように構成されたワイン部門の行為者を明らかにした後で、著者たちは、博士論文の第3部で、まず第1に、一連の「制度的布置」をめぐる行為者の相互行為について取り組んでいる。この制度的布置という概念は、「規格や製造過程、さらには経済体制を包摂し、方向づける介入といった生産制度総体」を意味している。

方法論的観点からすると、この概念は、マクロ経済的レベルにおける制度諸形態を、部門的レベルへと転移・適用したものである。この場合、制度的布置とは、品質の規制、部門への参入規制、醸造規則、場合によっては、市場配分の変化や価格形成手続きを規制する規則に関わっている。ところで、われわれは、個々の生産者の戦略を導くゲームの規則の総体に着目してきた。現代ミクロ経済学理論に対応して、部門レギュレーションの領域を定義するために、ゲームの理論が、生産技術や消費者の趣味とならんで導入されているのである⁽³⁷⁾。つまり、制度的布置は、ワルラス的ないし「自然」均衡をもたらすための単なる「潤滑油」などではなく、ワイン部門の多様なセグメントの調整形態を広範に規定しているのである。

さらに、第2としては、制度諸形態の生成における構造的危機の役割に関連して、「ワイン危機」が焦点となる。この危機において、市場の論理および既存の制度的布置の不十分さが明らかとなり、集合的行為を通じて、生産者は新たな制度的布置の構築へと至るのである。非常に興味深いやり方で、著者たちは、以下のような伝統的対立を克服する。つまり一方では市場の失敗が国家介入をもたらし、他方では「官僚制の限界」がより競争的なメカニズムの復興を刺激する、という対立であ

る。とりわけ、彼らの主張するところによると、大量消費ワイン部門においては決定的なやり方で国家が介入しており、大産地については、主要な生産者をまとめる「職業組織」が、この部門の活動を規制する規則を管理している。シャンパーニュワインの成功は、こうした過程の有効性を証明しているが、ふたつの部門における経済的背景は同一ではない。一方では過剰生産、他方では需要の増加がみられるのである。

この論文の第3部では、アングロ・サクソンの意味でのコーポラティズム論の最近の展開との興味深い共通性がうかがわれる。70年代以降、政治学者や歴史学者、経済学者の専門家は、利益調停形態とマクロ経済のパフォーマンスとの間の多くの関連を解明してきた。例えば、彼らは、社会・政治的妥協の広範な集中化およびその拡大が経済的ダイナミズムを促進してきた、と指摘している⁽³⁸⁾。逆に、純粋市場による調節への回帰と経済利益のバルカン化（訳者：多数の行為者間で紛争が絶えず勃発し、それを当事者間の解決に任せるような状態）とは、社会民主主義的妥協よりも、余り有効ではないということが明らかとなっている。失業に関する実績の体系的な分析は、70年代同様、80年代についても、こうした意外な結果を示しているのである⁽³⁹⁾。

こうした、外見上のパラドクスを考察し得るような理論モデルを経済学者たちは模索してきたが⁽⁴⁰⁾、コーポラティズムの論者たちは、先進工業諸国における顕著な部門的多様性を意識して、次のような制度的アレンジメントを中心に一連の研究を発表してきた。つまり、先鋭化する国際競争および急速な技術変化への、部門的レベルでの適応を管理しているのが、このような制度的アレンジメントなのである⁽⁴¹⁾。このような「メゾ・コーポラティズム」分析は、パルトリとブレが発展させたものと非常に近い概念ないし方法論を用

いている。一例を挙げれば、制度的布置という概念は、1973年以降の部門的管理様式の変容に関する国際比較の結果のなかで提起されている「部門的統治様式」の分類と類似している⁽⁴²⁾。こうした部門的管理様式の 하나가、まさに大産地部門でみられるようなもの、すなわち生産者全体をまとめる職業集団による諸規則の管理なのである。こうして、部門的管理様式の研究は、制度の経済学のなかでも、最も有望な研究の中に位置づけられるといえるであろう。

(4) 現行経済体制の二重構造

ひとたび、二つのワイン部門の領域が確定され、行為者の戦略が解明され、彼らに与えられているゲームの規則あるいは国家による規制が解明されるならば、ワイン部門全体の運行を管理している経済メカニズムを特徴づけることが可能となる。著者による定義によれば、以下になる。「『現行の経済体制』は、長期にわたり活動領域の再生産を保証するような経済メカニズムの総体として理解される」。こうした考え方は、蓄積体制という慣用的な定義の、部門的レベルへの転写である。「部門的レギュレーション様式」という概念（それは、現行の経済体制と制度的布置とのダイナミックな結合ないし接合というように理解されているのだが）は、レギュレーション様式に、部門的レベルで対応するものである（図3を参照せよ）。

こうした概念の利点は、発展様式が部門（この場合ワイン）に課する制約と、この部門に特殊な制度化された妥協を体現している論理との間の関係を解明する、ということである。こうしたそれぞれ二つの領域の影響関係を確定するのは経験的問題である。さらに、この関係は時の流れとともに、また考察される部門に応じて異なる。例えば、アプリオリに大量消費用ワイン部門は、高級ワインよりも、一般的な景気動向に、より感応的である。

というのも、前者の場合、生活様式の発展（これ自身はフォード主義の普及の結果である）に由来する需要の減退に直面しているからである。他方で、高級品への需要に対応し、供給の自主的制限の下におかれている高級ワインの場合では、全体的なレギュレーション様式は、全く異なったものとなっている（表2を参照せよ）。

ワイン部門に関する大量の経済学的研究を調査し、展望する中で（この論文の豊富な付録が十分なイメージを与えてくれる）、著者たちは、現行の二つの経済体制の「根本的異質性」について、十分に説得力ある証拠を提出している。こうしたふたつの対立は、この領域の専門家にはよく知られており、何も驚くべきことはない。一般的な経済学者にとって、とりわけ、彼および彼女がレギュラシオニストの影響圏内にいるならば、非常に特殊ではあるが、こうした結果はきわめて重要である。というのも、それは、経済体制の社会的構成についての特徴的な例を示してくれるからである（アブリオリに隣接したふたつの部門が、長期にわたりまったく異なる軌跡を示している）。こうして、（前に挙げておいたレギュラシオニストの最近の研究が証明して

いる）国民的軌跡と対応するものが、ワイン部門の中にも見いだされるであろう。いずれにおいても、「制度と組織形態が重要なのである」。なぜなら、これらは、根本的に異なったレギュレーション様式を作り出すことができるからである。制度諸形態は、長期的に不変の均衡にたいする単なる摩擦などではない。これらは、むしろ、循環的な調整形態とともに、長期にわたるダイナミズムをも作り出すのである⁽⁴³⁾。

このように、この博士論文はこうした成果を最もよく示しており、制度の経済学を復興させようとする現代的試みと共通した結果を示しているのである⁽⁴⁴⁾。

6. ワイン部門：制度の経済学のケース・スタディ

次のような事実を思い起こさなければならない。すなわち、理論の長所は、その定式化の美学やその仮説のエレガントさによってではなく、理論が提供する結果や解釈の妥当性および豊富さによって評価されるのである。こうした観点からすれば、二人の著者の仕事は、一方ではワイン部門の研究に特殊な、他

表2 ワイン部門、現行のふたつの経済体制；制度・使用価値が社会的に構成されることの重要性

	高級ワイン	普通ワイン
制度的布置 1. 品質管理 2. 生産アクセス 3. 価格形成	生産者間の協定 地域による制限 品質の協定・差異化による独占的、寡占的形成	全国的・ヨーロッパレベルでの規則による規制 公的補助による管理 品質による効果を伴わない、より競争的な市場の論理
集合的審級	基本的には、職能集団（例：シャンパーニュ）	国家あるいはヨーロッパ共同体
現行の経済体制 1. 目的 2. 特徴	収益の向上 1. 生産の飛躍 2. 価格の上昇 3. 産地に 応じた価格の差別化	過剰生産の防止と軽減 1. 60年代以来の生産の低迷 2. 相対価格の低迷 3. 価格差別化の弱さ
現状；危機可否か	1. 現行の体制の妥当性 2. フォーディズムの危機から利益をひきだしている	1. 現行体制の構造的危機 2. 内的危機が生活様式の変化により悪化した

方ではより一般的な成果から豊富な収穫をもたらしている。

最初の観点について言えば、この論文の主要な長所は、「部門レベルで作用しているレギュラシオン」について、今日、最も完成された証明を行っていることである。この研究から、「特殊な部門レベルにおけるレギュラシオンの存在」に関する慎重な仮説が生まれることになる。すなわち、ワイン部門の活動は、伝統的な工業活動とは異なった制度体制におかれているだけではなく、この組織形態は、他の農産物市場で支配的な形態とも非常に異なっているのである。例えば AOC をとってみると、その生産および価格のダイナミズムは、一国ないしヨーロッパレベルの介入政策の、ワイン部門への単なる投影などではない、ということが明らかである。この部門の現行の経済体制は、たとえそれが、総体としてのレギュラシオン様式、例えば所得の階層化、生活様式の一般的発展、信用・金融の一般的条件、といったものに間接的に依存しているとしても、きわめて自律的でオリジナルなものなのである。さて、現行の経済体制の特徴について、より詳細に検討すれば、次のような五つの主要な示唆が与えられることになる。

(1) 制度的布置および制度体制は、社会的に構成される

レギュラシオン・アプローチのみならず、合意＝取引 conventions の経済学の枠組みにおいて、制度化された妥協あるいは調整手続きの発生過程の解明が隆盛している。例えば、失業というカテゴリーの発明は、最初は概念的な、次いで統計的な社会的構成の帰結であり、この構成自体は生産性というカテゴリーの慣習の登場と結びついているのである⁽⁴⁵⁾。同様にして、最近の社会学的研究は、ある生産活動や価値、組織の正統性が承認されるさいの複雑な過程を分析している⁽⁴⁶⁾。つ

まるところ、部門に関する分類のみならず、社会・職業カテゴリーの分類も、特定の集団、利害ないし職業の承認および正統化の複雑な過程から生じている、ということが示されているのである⁽⁴⁷⁾。

高級ワイン部門はレギュラシオン・アプローチの中に、うまくはまりこんでいる。というのも、この部門は、高級飲料としてのワインの象徴と、社会的区別立て戦略、さらに、もちろん品質と生産量の厳格な管理、これらの複雑な編成によって特徴づけられているからである。ボルドー・ワインの 1855 年の分類は、その後、生産企業に関連づけられた商標のみによってワインは区別されるべきだ、という戦略に抵抗してきたという。このように、大産地の閉鎖性は、他の多くの工業製品のような標準化および大衆化を妨げた。しかしながら、自然条件による希少性からくる独占利潤の発生だけが問題となるにすぎない、という反論があるかもしれない。ところが、これら大産地の特権的地位が、なぜ、かくも長期にわたり維持されているのかを解明しなければならないのである（伝統的な工業部門では、独占利潤は、工業化の局面の移行に応じて、部門から部門へと移動していくにもかかわらず）。さらに、ワインの分類を正統化し、その生産者に、普通ワインの生産者が得ているようなものとは異なった利潤を保証するためには、産地とワインの特殊性以外にも、自然的要因に社会的規定要因が加わることになる。部門の長期的ダイナミズムにとっては、明らかに、市場の社会的構成が重要なのである。

(2) 組織諸形態は強度の履歴効果を有している

この第 2 のテーマにおいても、このような部門的アプローチは、同じくレギュラシオン・アプローチの主要な結論と共通している。たいていの経済理論は、たとえそれが長

期の時間にこだわっていると言い張っても、10年ないし20年しか考慮にいていないのである。これにたいし、制度的アプローチの長所は、組織諸形態およびレギュレーション様式の強度の残留性を主張していることである。ほぼ二世紀について研究されたフランスの場合でも、「三つの発展様式」しか生じていない、ということ想起しなければならない⁽⁴⁸⁾。われわれは、規則や制度のあらゆる変化が新たなレギュレーション様式の開始を意味しているなどと主張したいのではない。長期の歴史と生産構造や家族構造、表象、これらの強度のイナーシャ（慣性）が、アナール学派に先鞭を付けられた経済史研究の一部をなしているのである⁽⁴⁹⁾。

彼らなりのやり方で、二人の著者はこうした二重の系譜を継承している。第2部は、ワイン部門の歴史的教訓をコンパクトにまとめている。中世ワインの特徴がその組織のなかで長期に生き続けており、ワイン部門のより現代の特徴の中にもこうした中世の特徴を見いだすことができるのである。このようにして、大産地の分類は長期にわたり非常に安定している。こうした安定性は、工業製品（たとえそれがポジション財であるとしても）に特徴的な急速な陳腐化とは対照的である。明らかに、高級ワインの現行の経済体制は、大量生産の経済体制ではない。しかし、普通消費ワインの生産でさえ、大量生産的な特徴を持ってはいない。というのも、例えば商標ワインはつい最近の現象でしかないし、とても支配的な現象ではないからである。そのうえ、1935年7月30日の政令が、ワイン規則とその職業的枠組みを厳格に規定しているのである。

このように、特定のワイン部門の中で、メゾ・コーポラティズム的な組織化が行われたのは、こうした組織化が他の農業政策項目（当初は一国的な、次いでヨーロッパレベルでの）のなかで普及するはるか以前のことで

あった。非常に長い間にわたって、ワイン部門は、この部門への様々な公的介入による均質化過程に抵抗してきた。これが、この部門を特徴づけている、強度の残留性の際立った指標である。再び繰り返すが、制度の重要性は、単に短期・中期に関わるものではなく、多くの場合、長期のダイナミズムに影響を与えるのである。

(3) 制度体制は、しばしば構造的危機から生じる

しかしながら、それではいかにして、制度体制の出現を説明すればよいであろうか。レギュレーション・アプローチは、以前から、二つの大まかな期間を区別してきた。つまり、歴史のある状況の中では、制度諸形態と蓄積体制、レギュレーション様式の間で、「凝集性」が観察されるのだが、このような状況においては、たいした変動を伴わずに、また修正の必要もなく、経済的ダイナミズムが既存の制度諸形態の総体を強化するのである。ところが逆に、歴史の別の局面では、不健全な経済発展が、既存の制度システムを不安定化させ、結局のところ、総体としてのレギュレーション様式が、自らの基礎を崩り崩してしまうのである。このように定義されるのが「構造的危機」なのである⁽⁵⁰⁾。

フランスやアメリカ資本主義の歴史分析は、さらに、第3の帰結を示唆している。安定した発展様式のまっ只中に、全く新しい制度諸形態が誕生し、普及するようなことはほとんどありえない（かかる発展様式を構成している構造的凝集性の中では、新たな制度諸形態は登場しえないからである）。それとは全く逆に、大危機の時代は、新しい組織諸形態が登場し、発展するための空間を作り出すのである。しかしそれでも、こうした過程は、決定論的なものではない。既存の社会構成体が最終的に制度諸形態とレギュレーション様式の一貫した総体を作り上げることを保証する

ものは、何もないからである。換言すれば、既存の規則性との断絶期は、新たな調整様式を喚起するとはいうものの、完全にそれを決定するものではないのである。

バルトリとブレは、ワイン部門に関連して同様の結果を確認している。大量消費ワイン部門においては、供給および価格の管理に関する集合的メカニズムの制度化を要求する社会運動を促進するのは、停滞期ならびに需要の低減の時期である（例えば、1907年の出来事が証明しているように）。同様に、生産者の戦略を長期にわたり方向づけてきたワイン規則が発布されたのも、30年代（フランス経済の、かの深刻な危機の後に）であったのである。ところで、著者たちは、豊富な例を用いて、70年代末以降、この部門が構造的危機に突入したことを示している。ワイン部門に独自の制度体制そのものにおける不均衡の増大と並んで、生活様式の発展に対するフォード主義総体の危機の影響がこの部門の危機に関連している、というのである。

しかし、たとえAOC部門がレギュレーションのマクロ経済アプローチの諸帰結と対立していないとしても、こうしたアプローチとのアナロジーがすべてではない。AOCの独自性は、一般的危機の影響から相対的に保護されているということ、すなわち、所得の不平等や国際市場への開放（高級志向の需要や交換比率の変動と関連した）から利益を得ているということにある。高級ワインは、極度に部門的なレギュレーションの可能性を鮮やかに示しており、このレギュレーションは、他の経済全体がもたらす制約や偶然性からかなり自立しているのである。著者たちにより提起された概念（図3）は、レギュレーション・アプローチの以前の適用（図1と2）よりも、より妥当性がある。さらに、この概念は、アナル派の歴史学者たちが長い間取り組んできた特徴を再発見することにつながる⁽⁵¹⁾。

(4) 制度化された妥協が長期にわたり生産力の飛躍を妨げることもある

オーソドクスなマルクス主義概念に対するレギュラシオニストの批判の一つは、いわゆる生産力第一主義（生産力が社会関係の発展を最終的に決定しているとされる）に関わるものである⁽⁵²⁾。ところが、20世紀末のフランスの社会政治的状况は、顕著な反例を提供してくれる。すなわち、労働運動の高揚がもたらす危機に直面して、ブルジョワジーの支配的諸分派は、工業化のダイナミズムを抑制するのは覚悟の上で、零細農民との同盟を優先したのである。したがって、ある状況の下では、制度化された妥協が技術変化の方向と速度を規定するようなこともある。80年代における賃労働関係の変容に関する国際比較のいくつかは、総体としての制度化された妥協が、技術変化を導くと同時に、それにより作り出されるということを示唆している⁽⁵³⁾。

ところが、さらに、社会全体レベルで妥当している帰結と、ワイン部門の中に著者たちが見いだしているものとの間の類似に、再び驚かされることになる。上でみてきたように、AOCの場合の職業組織の力と、普通消費ワインの場合の公的規制による制約とが、ワイン生産の工業化を妨げている（化学の発展は工業化の可能性を保証していたし、資本主義的競争は、その実現および普及を刺激していたにも関わらず）。ところが、ある「歴史的フィクション」のシナリオによれば、19世紀末には、伝統的ワインは、（同じ需要に対応しながらも）まったく別の工業製品に席を譲らねばならなかったかもしれない。結局のところ、伝統的には、資本主義は、例えば鉄道、次いで自動車と、利便を置き換えてきたのだが、同一の機能（この場合輸送）をはたしながらも、全く新しい産業分野の土台を築いてきたのである⁽⁵⁴⁾。

再び、ワイン部門が、生産技術および製品構造の顕著な安定性の典型的な例を提供して

くれる（しかし、大衆市場で販売される部門では、この安定性だけを強調する訳には行かないのだが）。多様な制約的規則および職業団体により行われた規制は、長期の安定性において決定的役割りを演じてきたようである。しかし、外国の飲料部門は、これとは逆の例を多数提供している。例えば、ウィスキーと同様、ビールは、商標の下で販売されるのであって、産地によってではない。フランスにおいて、食卓飲料としてのワインの役割を脅かしているソーダ水については、その多様性と成功が、工業化の論理が進行しつつある（長期間を必要とするとしても）ことを示しているのである。

このように、この博士論文が、いかに重要な理論的論争に取り組んでいるかを推し量ることができよう。レギュラシオン・アプローチによって部門を研究することは、単なる適用の作業なのではない。これは、制度の理論の枠組みにおける最も新しい研究に貢献することなのである。

(5) ワイン部門の構造的危機のまっ只中で

近年の広範な研究の中で、レギュラシオン・アプローチの独自性の一つが、制度化された経済に広くみられる制度的変化を強調していることである。こうした変化は構造的危機の時期の特徴をなすものである。マクロ経済的な規則性の多くが崩壊し、経済政策が介入の新たな原理や手段を模索しているとすれば、それは、質的な変化が量的な断絶へと転化していることなのである⁽⁵⁵⁾。この種の分析については、東欧経済の崩壊がその妥当性を示している。すなわち、その景気政策の一時的混乱に問題があるのではなく、むしろ根本的な原理が疑問に付されているのである⁽⁵⁶⁾。

きわめてよくバランスを取りながら、著者たちは、ワイン部門がこの10ないし20年以来直面している困難について、似たような診断を与えている。一般的な危機が生活様式の

変容を促進し、可処分所得の上昇を頭打ちにし、こうして普通消費ワインの需要を収縮させているだけではない。さらに、ワイン部門独自の制度的布置の総体が、もはや、この部門の経済再建を促進できないのである。すなわち、フランス当局による規制と介入の基準から共同体レベルでの規制への転換。商標ワイン、したがって潜在的には、ワイン製品の第3カテゴリーの登場。普通ワイン部門の低迷を好転させることのできない職業組織。こうした制度的布置の総体が問題となっているのである。

このような意味で、理論的な観点から「構造的危機」について語ることが正当であるように思われる。著者たちの診断の経験的妥当性について議論するのは、この部門の専門家にゆだねなければならないが、しかし、それでも、構造的危機という概念を使いやすいように工夫せよ、と著者たちに望むことはできるだろう。つまり、現在の制度システムの枠内では、いかなる改良も見べきダイナミズムを再建することができない、ということができるのだろうか。「外生的」危機の要因（すなわち一般的危機によりもたらされた）と、より直接的に内生的な危機（ワイン規則の機能そのものに結びついている）とをいかに区分することができるであろうか。したがって、市場の三大カテゴリーを含むワイン部門の布置をより詳細に検討する必要はないのであろうか。政治経済的なフィクションを想定し、この部門の21世紀に向けた将来を展望することはできないのだろうか。

こうした疑問に応えるためには、次のような「総合的アプローチ」を発展させなければならない。このアプローチは、「全体的なレギュラシオン様式」に関する研究の教訓と、「制度的布置」、「部門における現行の経済体制」とを結合させるというものである（図4）。それぞれの部門ないし活動領域にとっての制約と機会が、全体領域から生じるのだ

が、逆に、部門的布置は、全体のダイナミズムへとフィードバックし得るのである。

こうして、マクロ経済から部門への、さらにその逆の移行の論理を手にすることになる。一方の極では、あれこれの部門は全体的な発展様式の「投影」でしかなく、逆の極では、部門は完全に自律的であり得る。ところが、一般的には、「ハイブリッド的論理」が優勢となるのであり、その性格と帰結をはっきりさせるのは経験的研究に属することなのである。

けっして、副次的な疑問なのではないが、レギュレーション・アプローチにとり本質的な検討が必要となる。すなわち、このアプローチは、全体的なものなのか、中間経済的なものなのか、それとも部門的なものなのか、ということである。しかしながら、今や、著者たちが行った研究の限界を検討し、関連する研究者集団をして、こうして得られた成果と端緒から、さらに発展させるべく導くときである。

7. 研究プログラムの展望

彼らの博士論文の優れた特徴にもかかわらず、いくつかの弱点ないし空白を見逃すことはできない。彼らが、このように試みられた研究の厳密な枠組みを越えて、方法論の問題を提起している以上、こうした弱点の主要なものを検討することにしよう。

(1) 様々なアプローチを結合すること、しかし方針を守ること

博士論文に要求される文献渉猟と、多分、学問的な制約のために、著者たちは、まったく両立し得ない、もしくは相互に排除し合うような視点をしばしば併置させている。ところが、折衷主義が利点となるのは、多様なデータと方法が、適用された理論的立場を支持する限りにおいてでしかない。大ざっぱに言って、著者たちは、資本主義経済における

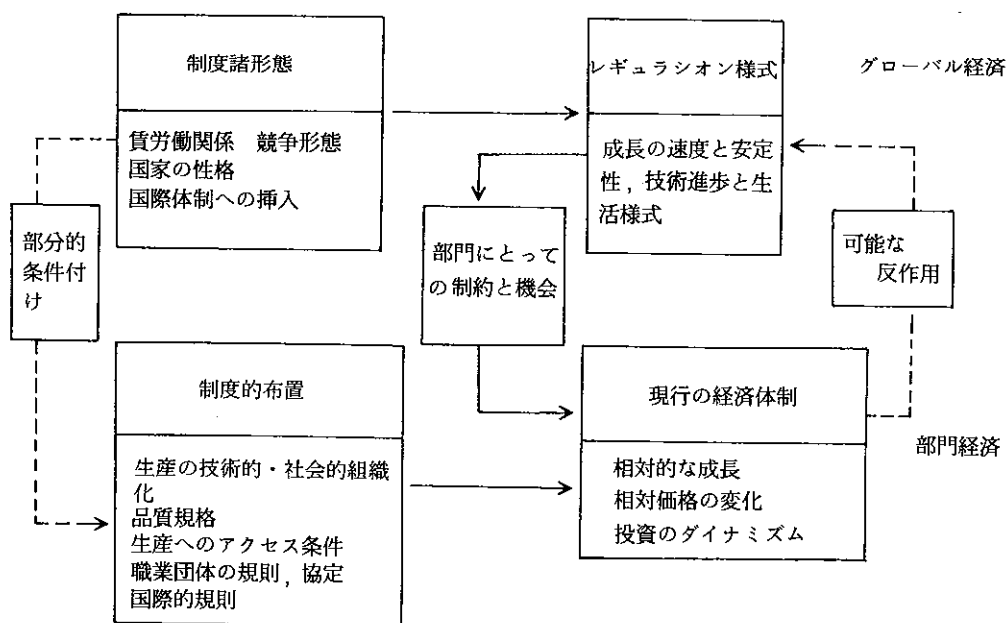


図4 総合的アプローチ：グローバルレギュレーションと部門レギュレーションとの接合

表 3 部門レギュレーション様式の四つの概念

	グローバル・レギュレーションの投影	グロ・レギとの機能的連関	部門の制度的布置がレギュレーションを生む	総合的アプローチ
仮 説	部門ごとの制度諸形態の同質性	グローバルな蓄積体制に対する部門の補完性	種別的な制度体制の存在	部門の制度的布置と、グロ・レギの接合状態とを結合させる
利 点	単純さ マクロからミクロへの還元主義的移行	体系的説明 蓄積体制の分析	制度学派的仮説への忠実さ 部門的均質性の説明	マクロ・アプローチとミクロとの融和
弱 点	部門の特性の否定 経験的妥当性が疑わしい	部門的論理の否定 事後的ではなく、事前での説明	膨大な経験的、理論的研究 部門的特性の過大評価、アドホックな説明	実現困難だが、急務な課題 今後調査すべき研究プログラム
適用例	サービス部門の変容	フォード主義的蓄積体制に牽引された建築業	労働過程、特殊な社会関係にある部門としての建築業	最近の建築業の研究
農業への適用	傾向的にフォード主義的な農業	農業の変容は工業との機能的連関に由来する	ワイン部門の多様な活動は独自のレギュレーションを持つ	統合的説明；農業の独自性、しかし完全な自立性ではない
著 者	Kenney, M. <i>et al.</i>	Nefussi, J	Bartoli & Boulet, 1989	Bartoli & Boulet, 1990

農業の位置についての標準的マルクス主義の観点、アルチュセール主義の概念、次いで農本主義的伝統の成果、これらをうまく採用しているように思われる。こうした後で、まさに制度論的なアプローチに収斂していつているのである。

様々な章の間で矛盾がみられない限りは、こうした試みは非難すべきではないかもしれない。しかしながら、例えば 6 章では生産力の優越性という見方が導入されているのにたいし、14 章では、制度化された妥協の力が、生産性および生産力の飛躍を抑制していると見られている。さらにこの章では、アルチュセールから借用された国家のイデオロギー装置概念への言及がなされるが、この概念は興味深いものではあれ、部門への適用には不適當である。しかし、それでも、上述したように、制度的布置と現行の経済体制という概念は、ワイン部門の部門分析のなかに非常にうまく挿入されている。

結局のところ、レギュレーション・アプローチが構成されてきたのは、標準的なマルクス主義への批判（例えば、資本主義的生産様式およびそれに先行する生産諸様式を特徴づけているような、必然的な歴史法則などは存在

していない）のなかからであった、ということ想起すべきなのである。同時に、このアプローチの創始者たちが批判的なのは、アルチュセール主義が、専ら不変的なものに固執し、社会関係の変容（むしろ、これこそが、不変的なものの永続性を保証している）を無視しているということである。著者たちになされるべき決定的な批判は、折衷主義への傾きを有していること、彼らの方針を守っていないことなのである。しかしながら、オルタナティブなアプローチを不当に排除することで満足するよりも、比較的小さなこうした欠点に譲歩することが重要であろう。

つまるところ、この論文は、「部門的レギュレーションの特性」を分析するための「オリジナルな方法論」を胚胎しているといえよう。まさに、その長所は、導入された総合的なアプローチにある。部門的布置の多様性を暴力的に排除しないために、またケース・スタディや計量経済学研究を豊富化させるために十分なアプローチなのである。

(2) ワイン部門の多様なレギュレーション様式をより厳密に特徴づける

形式的な観点からすれば、第 1 巻と第 2 巻

から成る本文に対して、大部に及ぶ統計付録が対立してしまっていることが残念である（両者の間の相互関係が常に検討され、解明されなければならないのに）。ところで、レギュレーション・アプローチが本質的な目的としているのは、所与の制度的布置が経済的調整のダイナミズムに影響を与えるさいの様式を解明することである、ということを読み起こすべきである。いわば、質的分析と量的分析とが密接に接合されなければならないのである。ところが、こうしたことが、このワイン部門の分析ではほとんど行われていないのである。

しかしながら、著者たちは、例えば、需要形成と価格形成に関して多くの統計的・計量的研究を提供してくれている。著者たちは、彼ら自身の仮説のいくつかを強化するためにこれらを利用しているのである。しかし、彼らに特殊な研究、例えば「二つの領域（後には三つ）を彼らが区別する根拠を検証する」研究には取り組んでいないのが残念である。ある意味では、著者たちは基礎的データに忠実であるあまりに、彼らが行わなければならないはずの評価にまでは至っていないのである。それぞれのワイン部門の微妙なダイナミズムが、際立って異なっているということ、また価格や供給、需要、さらに投資が問題となっているということ、こうしたことを証明することが特に根本的なのである。

この点に関して、適切な取りまとめを行い、次いで、可能であれば、非常に長期のデータに基づいた計量経済学的検討を施すことが重要である。著者達の論文は、こうして、今よりもいっそう厳密な検証に付されることになる。まず第1に、二つの制度諸形態が、短期・長期にわたり非常に異なった調整を意味しているかどうかを検証することが重要であろう。次に、こうした評価がどの程度妥当であるかを検討し、必要とあれば、「ワインの大危機」の期間が部門的レギュレーション様式

の顕著な変容（規則上の、あるいは組織上の主要な変化による）に対応していたかどうかを検証することが重要であろう。換言すれば、この論文は、その大部にも関わらず、この部門に適用されたレギュレーション・アプローチの妥当性を示そうとする試みの「第一段階」でしかないのである。

（3）職業団体と国家的形態、国境を越えた規則

第3の批判からすると、著者たちは、なぜ普通ワイン部門と高級ワイン部門との間で、このように異なった制度的布置を導入するに至ったか、その理由について十分に検討していないのである。普通ワイン部門においては、品質よりも価格の方が重要であるような市場で活動している、多数の小生産者が、本質的に、過剰生産の周期的な危機に陥っている、と考えることができる。したがって、公的権力への要求は、供給条件を管理する諸規則、また、例えば、保証価格の維持といったことである。アングロ・サクソンの用語で言えば、「マクロ・コーポラティズム」が重要なのであり⁽⁶⁷⁾、そこでは、国家が、当該部門の制度的布置を創出する役目を担っているのである。

それとは逆に、大産地、より一般的に、管理された銘柄ワインは、国家の規制には、少なくとも直接的には頼らないような、調整と規則の部門的手続きの職業団体による支配を示している。生産へのアクセスの制限、厳格な品質基準、強力な職業組織により作られた規則、これらが「メゾ・コーポラティズム」と言うべきものを構成しているのである。こうしたことは、ネオ・コーポラティズム研究の近年の発展と対応している。国家と市場との二元論的対立を越えて、現代経済は、非常に多様な中間形態を示している。大企業のヒエラルキー、下請けの垂直的統合、独立した企業のネットワーク、職業団体、協定、クラ

ブなどがそれである。

こうして、「部門的管理様式」⁽⁵⁸⁾のそれぞれが、いかなる条件の下におかれているのかを研究することが興味深い。すなわち、製品の規格化をはじめとして、生産の技術的条件、需要の特徴、国際化の度合い、生産関係の性格、信用システムとの関係、これらが、アプリオリに重要な役割を果たす諸要因をなしているのである。異なったワイン部門に関して得られた教訓は、この点ですでに精緻化された（部門的管理様式の）分類にどの様に挿入されるであろうか⁽⁵⁹⁾。こうしたことが、この論文に付加されるべきものの一つであり、そうすることで、より広範な比較研究の中へ、ワイン部門を再度おいてみることに貢献するであろう。

(4) ワイン部門のレギュレーションはまったく特殊なものであろうか？

この最後の指摘は第4の観察およびさらなる提案を導く。つまり、著者たちは絶えず、ワイン生産を方向づけている制度諸形態のオリジナリティーを主張している。さらに、管理された銘柄ワインの起源を分析するなかで、彼らは、この部門を特徴づけている強いイナーシャを、納得できるようなやり方で示している。現在の布置が、未だに広範に、かなり以前に生じた顕著な出来事に依存していることを例示しているのである⁽⁶⁰⁾。ついですが、似たような現象が、国民的レギュレーションを特徴づけている、ということを指摘しておこう。

しかしながら、こうした特殊性の度合いを検討しなければならない。この特殊性は絶対的なものか、それとも相対的なものであろうか。この点については、多様なワイン部門の国際比較が多くの教訓を与えてくれる。例えば、制度諸形態は、イタリアにおいても、また他のヨーロッパ諸国においても同一のものであろうか。ワイン生産が最近になって行わ

れるようになった諸国では、産地ではなく、商標による銘柄がみられるのはなぜであろうか。カリフォルニアワインとの比較を試みることもできようし、フランスワインの伝統に特徴的なもの、また独占利潤の最適管理による要因を評価することもできよう。

たとえフランスないしヨーロッパに限定するとしても、他の大量の飲料との体系的な比較が有効であろう。ビールやウィスキー、他のアルコール飲料がまったく異なった編成をなしていることをどう説明すればよいだろうか。さらに、例えば、炭酸・ソーダ飲料のような、科学や技術の発展の適用を阻止してこなかった部門では、どのようなタイプの部門的レギュレーションが働いているのだろうか。このように、ワイン部門の特殊性は、比較研究によってのみ際立つのであるが、こうした比較は、バルトリとブレによってなされたような労作の再生産を必ずしも必要とはしない。

要するに、部門的レギュレーション様式の編成に関する一般的仮説が、様々な飲料に関わる価格や需要の変動、品質や投資といったものの観察から生まれる定形的な事実に対応するか、否かを検証するだけで十分なのである。二人の著者によるワイン部門の集約的で詳細な研究にたいして、その制度的布置の特徴づけにおいて、より大まかで一般的な性格を持った一連の比較研究を加えることができよう。フランス国立農業研究所 (INRA) の研究者集団が、こうした総合を導くための多数の資料を所持していることは疑いない。これらの資料を一つの中心的問題へと収斂させねばならないのである。すなわち、現行の経済体制が多様であるのは、現在の布置が歴史に強く依存していることによるのか、それともむしろ、それは経済全体における機能や全体からの制約に関わるのだろうか、という問題である。

(5) 現在のワイン危機の起源と課題

こうした諸問題への（たとえ暫定的なものではあれ）回答は、最後の中心的な問題を説明するのを可能にしてくれるであろう。すなわち、様々な説明要因の混合を越えて、どの規定要因が、80年代にワイン部門がはまりこんだ急速な変化を説明してくれるだろうか、という問題である。この点に関しては、前述した部門レギュレーションのモデル化がその方向づけをしてくれる。例えば、普通ワインの需要低落は、生活様式の変容、さらには戦後のレギュレーション様式の危機の、直接・間接的な影響の結果なのであろうか、またこの低落は、本質的には、この部門が直面している困難を示しているのであろうか、というように。

それとは逆に、総体としてのマクロ経済的条件を不変なものと想定するならば、ワイン部門の制度的布置は、供給や品質、価格、販売に関する必要な調整を管理することができるだろう。結局のところ、どの程度まで、ヨーロッパ的規則の登場が、特殊一国的な妥協（この上にワイン部門のレギュレーションが構築されている）を不安定化させたのであろうか。明快な構造的相互依存関係（図4を参照）を示すだけでなく、現在の、また出現しつつあるレギュレーションの原理を取り入れたシミュレーションを用いることで、この現在の論文が提供している、すばらしい説明と慎重な展望よりもいっそう精緻な分析が可能となるであろう。

この点において、80年代以降、レギュレーション・アプローチは、危機からの脱出のシナリオを追求してきたということを思い起こさなければならない。このアプローチこそが、今まさに問題となっているメカニズムと制度諸形態について高度の理解を可能としてくれるのである。われわれは、ヨーロッパの農業政策の変容（ワインだけでなく、他の多くの農産物においても）をこうした努力と結びつ

けたいのである。

おわりに

こうした検討の意外な長さそれ自体が、彼らの論文の特徴を示している。つまり、それはその限界そのものにおいて、国立農業研究所の他の研究者たちが貢献してきたテーマの新たな深化を呼び起こすものである。いかなる条件の下で、部門的レギュレーションの概念を正統に用いることができるのか。こうした研究を開始するには、この二人が適任であった。というのも、彼らは、レギュレーション・アプローチの豊富な知識と、ワイン部門で獲得された専門的知見とを結合しているからなのである。

注(1) Michel Agrietta, *Régulation et crises du capitalisme*, Paris, Calmann-levy, 1976 et 1982. (M. アグリエッタ, 若森他訳『資本主義のレギュレーション理論』, 大村書店, 1989年).

(2) 基礎的資料については、以下の未刊行報告書を参照。CEPREMAP-CORDES, *Approches de l'inflation: l'exemple français*, CEPREMAP, 1977. 総合的なまとめについては、とりわけ、以下を参照。J.P. Benassy, R. Boyer, R.M. Gelpi, "Régulation des économies capitalistes et inflation", *Revue Economique*, Vol. 30, No. 3, mai 1979. (J.-P. ベナシー, R. ボワイエ, R.-M. ジェルピ著, 清水耕一訳「資本主義経済のレギュレーションとインフレーション」, 『経済学論叢』第42巻第2号, 1991).

(3) このテーマに関する文献レビューについては、以下を参照。R. Boyer, "Fluctuations et croissance", X. Greffe, J. Mairesse (eds), *Encyclopédie économique*, Tom, 1, Cap. 17, p. 609-650, Paris. Economica, 1990.

(4) B. Coriat, *L'atelier et le chronomètre*, Paris, C. Bourgeois, 1978.

(5) Y. Barou et B. Keizer, *Les grandes économies*, Paris, Seuil, 1984. R. Boyer (ed), *La flexibilité du travail en Europe*, Paris, La

Découverte, 1986. R. Boyer, *The Capital Labour Relation in OECD Countries : from the Fordist "Golden Age" to Contrasted National Trajectories*, Document de travail CEPREMAP No. 9020, 1990.

- (6) 以下を参照。F. Fourquet, *Les comptes de la puissance : Histoire de la comptabilité nationale et du Plan*, Paris, Edition Recherche, 1980. R. Boyer, "Formes d'organisation implicites à la Théorie Générale" dans A. Barrère (ed), *Keynes aujourd'hui : Théories et politique*, Paris, Economica, 1984.
- (7) R. Boyer, *New Directions in Management Practices and Work Organisation*, Rapport OCDE, ronéotypé CEPREMAP, novembre, 1989.
- (8) P. Bartoli et D. Boulet, "Conditions d'une approche en termes de régulation sectorielle. Le cas de la sphère viticole", *Cahiers d'Economie et de Sociologie Rurales* (本号所収)。私は、彼らの博士論文や彼らの共著 (*L'économie viticole française*, Paris, INRA, 1987) のおかげで、彼らからワイン経済について学んだばかりであり、この論稿もある意味では、彼らの論文を繰り返しているだけにすぎない。
- (9) このテーマについて発展させることができたのは、すでに引用した B. コリアのおかげである。その時代の経済と蓄積体制との間の関係に関する概観のためには以下を参照せよ。R. Boyer et B. Coriat, "Marx, la technique et la dynamique longue de l'accumulation" dans B. Chavance (ed.), *Marx en perspective*, Paris, Editions de l'E. H.E.S.S., 1985.
- (10) こうした解釈の二つの例について、以下を参照。P. Veltz "Fordisme, rapport salarial et complexité des pratiques sociales", *Critique de l'Economie Politique*, No. 23-24, 1983, p. 30-42. S. Stoop, *Fordism in the Netherlands? The case of Philips*, Communication au premier Colloque international sur la théorie de la régulation, Barcelone, juin, 1988.
- (11) すでに引用した *Critiques de l'Economie Politique* 誌の特集号 (『経済理論と社会的実

践』No. 23-24) のほとんどの論文がこうしたアプローチを示している。また、以下も同様である。P. Méhaut et M.-C. Villeval, *Les difficultés des approches en termes de rapport salarial à analyser l'articulation entre les niveaux macro et microéconomiques ainsi que l'unité et l'imbrication des composantes du rapport salarial*, Communication ronéotypée au Colloque international sur la théorie de la régulation, juin, 1988.

- (12) M. Campinos-Dubernet, "Productivité du travail et hétérogénéité sectorielle dans le BTP", Communication ronéotypée au Colloque du Plan Construction, *Le travail en chantier, Emploi, qualification, technologie*, 16-17 nov. 1983. M. Campinos-Dubernet, J.-M. Grando et G. Margirier, *Comparaison internationale des modes de gestion de la main-d'œuvre dans le secteur du BTP*, Communication ronéotypée au Colloque international sur la théorie de la régulation, Barcelone, 1988.
- (13) R. Boyer, "Productivité et emploi dans le BTP. A propos de quelques recherches récentes" dans Actes du Colloque "*Le travail en chantier*", Plan Construction, Paris, 1983, p. 205-239.
- (14) この点については、すでに深く展開されている。A. Mingat, P. Salmon et A. Wolfesperger, *Méthodologie économique*, Paris Presses Universitaires de France, 1985.
- (15) A. Lipietz, *Le monde enchanté. De la valeur à l'emploi inflationniste*, Paris, La Découverte-Maspero, 1983. さらに同一著者による, "La trame et la chaîne : structures, trajectoires et régulation dans les sciences sociales", Communication ronéotypée au Colloque international sur la théorie de la régulation, 1988.
- (16) この点について, R. マートンの『社会理論と社会構造』(みすず書房, 1961) を、今日再読してみると非常に興味深い。
- (17) こうした方向での基本的な分析としては、以下を参照。R. Boyer et A. Orléan, *Les transformations des conventions salariales entre théorie et histoire : d'Hery Ford*

- au fordisme", *Revue Economique*, mars 1991.
- (18) B. Coriat, "Differentiation et segmentation de la force de travail dans les industries de process" dans *La division du travail*, Colloque de Dourdan, Paris, Ed. Galiée, 1978. F. Vatin, *La fluidité industrielle*, Collection Réponses Sociologiques, Paris, Meridiens Klincksieck, 1987.
- (19) レギュラシオン・アプローチにおける, 第三次産業分析については, 以下を参照。A. Lipietz, "Le tertiaire, arborescence de l'accumulation capitaliste: prolifération et polarisation", *Critiques de l'Economie Politique*, No. 12, 1980. P. Petit, *La croissance tertiaire*, Paris, Economica, 1988 (P. プチ著, 平野訳, 『低成長下のサービス経済』藤原書店)。第三次産業へのテラー主義の適用の試みについては, 以下を参照。H. de Montmollin et O. Pastre, *Le taylorisme*, Paris, La Découverte, 1984.
- (20) 同じ著者による, 以下を参照。 *Technologie, flexibilité et emploi: une approche sectorielle du post-taylorisme*, Paris, L'Harmattan, 1989.
- (21) M. Lallement, *Des PME en chambre. Travail et travailleurs à domicile d'hier et d'aujourd'hui*, Paris, L'Harmattan, 1990.
- (22) B. Reynaud, *Les salaires, la règle et le marché*, Paris, Ch. Bourgois, 1991.
- (23) これこそ, M. Campinos-Dubernet らにより展開された, すでに引用した刺激的な論文のテーマである。
- (24) M. Piore et C. Sable, *Les chemins de la postérité*, Paris, Hachette, 1989 (ピオレとセイブル, 『第二の分水嶺』)。
- (25) M. Campinos-Dubernet *et al.*, *op. cit.*
- (26) C. Servolin, "L'absorption de l'agriculture dans le mode de production capitaliste" dans *L'Univers politique des paysans*, Paris, Armand Colin, 1972. また, さらに一般的な概観としては, 同じ著者による, 以下を参照。 *L'agriculture moderne*, Paris, Seuil, 1989 (C. セルヴォラン, 是永訳 『現代フランス農業』農山漁村文化協会 1992)。
- (27) INSEE, *Fresque historique du système productif*, Collections de l'INSEE, série Entreprise, No. 27, 1974.
- (28) この点については, 以下を参照。A. Lipietz, *Le tribut foncier urbain*, Paris, Maspero, 1976. R. ハウスマンによる, 石油地代への適用については, 以下も参照。R. Hausmann, *State Landed Property Oil Rent and Accumulation in Venezuela; an Analysis in Terms of Social Relations*, Ph-D thesis, Cornell Univ, août 1981.
- (29) 同じ著者たちによる, 以下も参照。 "Contextualizing Agriculture within Post War US Society: Fordism as an Integrative Theory", Communication ronéotypée au Colloque international sur la théorie de la regulation, Barcelone, juin, 1988.
- (30) G. Debailleul, *Evolution de la politique agricole américaine*, Thèse d'agroéconomie, Paris, INA-PG, 1990.
- (31) この点に関しては, 長期の歴史研究によって, より詳細に展開されている。CEPR EMAP=CORDES, 1977, Tome 3, Chap. 2.
- (32) すでに引用した著作の他に, 以下に所収の論文を参照。 *L'histoire de la France rurale*, Tome 4, Paris, Seuil, 1984.
- (33) J. Néfussi, *Les IAA en France: croissance et financement 1950-1985. Essai sur l'intégration financière et la dynamique industrielle*, Thèse, Université Paris X, 1987.
- (34) もし, この問題についてのこれまでの概観を求めるのであれば, 以下を参照。J. Affichard (ed), *Pour une histoire de la statistique*, Paris, Economica, 1987, Tome 1 et 2. 職業分類の構成をめぐる, 社会的ゲームに関しては以下を参照。A. Desrosières et L. Thévenot, "Les mots et les chiffres: les nomenclatures professionnelles", *Economie et Statistique* No. 110, 1979. また, L. Boltanski et L. Thévenot, *Les économies de la grandeur*, Paris, PUF, 1988 が, 野心的な, 理論的プロブレマティークを提供している。
- (35) B. Guibert, J. Laganier et M. Volle, "Essai sur les nomenclatures industrielles", *Economie et Statistique*, No. 20. fev. 1971.
- (36) 経済分析の概念としての, 対象の起源についての, アナール学派とレギュラシオン・アプ

- ローチとの関連に関する最近の分析については、以下を参照。R. Boyer, "Economie et histoire: vers de nouvelles alliances?", *Annales ESC*, No. 6, 1989 (『入門・レギュレーション』(前掲)所収)。
- (37) こうしたことが、80年代に精緻化された新しいミクロ経済学の主要な革新の一つをなしている。とりわけ、以下を参照。D.M. Kreps, *A Course in Microeconomic Theory*, New-York, Harvester, 1990。ますます頻繁にゲームの理論が言及されることにより、行為者間の相互行為を管理している調整手続きと、情報とに関する規則を、厳密に定義することが可能になっている。D.M. Kreps, *Game Theory and Economic Modelling*, Oxford, Clarendon Press, 1990。
- (38) この点こそ、語のアンгло・サクソンの意味でのコーポラティズムの専門家たちがすでに以前に得ている結論である。以下を参照。P. Schmitter, "Still, the Century of Corporatism", *Review of Politics*, Vol. 36, 1974。A. Cawson, *Organized Interests and the State*, Londres, Sage, 1985。P.J. Katzenstein, *Small States in World Markets*, Ithaca, Corne Univ. Pr. 1985。
- (39) 85年以降、増え続けている豊富な文献の中でも、とりわけ以下を参照。L. Calmfors et J. Drifill, "Centralization of Wage Bargaining", *Economic Policy*, No. 6, 1988。R. Rowthorn, *Solidaristic Corporatism and Labour Market Performances*, Communication ro-neotypee au Workshop on Economics and Institutions Sienne, juillet, 1988。
- (40) 膨大な文献の中でも、とりわけ、以下を参照。S. Bowles et R. Boyer, "Labour Market Flexibility and Decentralisation as Barriers to High Employment?" dans R. Bunetta et C. Dell'Aringa (eds), *Labour Relations and Economic Performance*, Londres, McMillan, 1990。
- (41) すでに引用した Cawson 編の著作以外に、以下を参照。L. Lindberg, J. Campbell et R. J. Hollingsworth (eds), *The Governance of the American Economy*, Cambridge Univ. Pr. a paraître。
- (42) P.C. Shmitter, "Sectors in Modern Capitalism: Modes of Governance and Variations in Performance", dans R.J. Hollingsworth, W. Streeck P. Schmitter (eds), *The Governance of Capitalist Economies*, a paraître。
- (43) このような結論は、レギュレーション・アプローチにとって基本的なものである。R. Boyer, "Technical Change and the Theory of 'Regulation'", dans G. Dosi et al. (eds), *Technical Change and Economic Theory*, Londres, Pinter, 1988。さらに、こうした結論は、R. Solow のような理論家たちにとっても基本的なものとなっている。R. Solow, "La théorie de la croissance", *Revue Française d'Economie*, Vol. 3, No. 2, 1988。
- (44) 最近の概観は、*Revue Economique* 誌の特集号 *L'économie des conventions* (mars 1989) によって与えられている。これは、とりわけ製品の構成に関する、以下のような一連の研究に続くものである。Centre d'Etudes de l'Emploi, *Conventions économiques*, Paris, P.U.F., 1985, *Entreprises et produits*, Paris, P.U.F. 1987。
- (45) すでに引用した、*Revue Economique* 特集号の R. Salais の論文を参照せよ。
- (46) すでに引用した、L. Boltanski et L. Thévenot を参照せよ。
- (47) 一方では、すでに引用した B. Guibert, J. Laganier et M. Volle の論文、他方では、A. Desrosières et L. Thévenot の論文を参照せよ。
- (48) すでに引用した論文の他に以下を参照せよ。J.-P. Benassy et al., "Approches de l'inflation: l'exemple français", *Recherches Economiques et Sociales*, La Documentation Française, 1978。
- (49) アナール学派の系譜の最近の評価については、以下を参照せよ。Histoire et Sciences Sociales: Un Tournant critique, numero special d'*Annales ESC*, Vol. 44, No. 6, 1989。
- (50) このテーマは、次の著作においてより詳細に展開されている。R. Boyer, *La théorie de la régulation: une analyse critique*, Paris, Agalma-La Decouverte, 1986 (R. ボワイエ, 山田訳『レギュレーション理論』, 藤原書店)。
- (51) 例えば、以下を参照。F. Braudel, *Ecrits*

- sur l'histoire, Paris, Flammarion, 1969. とりわけ, "Le Brésil bahianais : le présent explique le passé", p. 239-314. さらに同じ著者による, 以下を参照。Civilisation matérielle, économie et capitalisme 15-18 siècles, 3 Tmes, Paris, Armand Colin, 1979. ある種の交易, とりわけ物質的再生産の領域に関わる交易は, 国際市場により導かれる遠隔貿易の制約や偶然性を免れることができるのである。
- 52 こうした批判については, 以下を参照。A. Lipietz, *Crises et inflation. Pourquoi?* Paris, Maspero, 1979.
- 53 すでに引用した, R. Boyer, "The Capital Labour Relations in OECD Countries..."の他に, "New Directions in Management Practices and Work Organisation. General Principles and National Trajectories", Communication ronéotypée à la Conférence internationale organisée par l'OCDE, "Technical Change as Social Process", Helsinki, décembre 1989.
- 54 ここに, J. シュンペーターの主要なテーマが見られるであろう。J. Schumpeter, *Business Cycles : A Theoretical, Historical and Statistical Analysis of the Capitalism Process*, New York, McGraw Hill, 1939 (吉田訳, 『景気循環論』有斐閣)。および, 現代における彼の継承者たち。C. Freeman (ed.), *Long Waves in the World Economy*, Londres, Butterworths, 1983.
- 55 この意味で, 賃労働関係および賃労働者の訓練に関する試みについては, 以下を参照。R. Boyer, "The Transformations of the Capital Labour Relations in Wage Formation in eight OECD Countries during the Eighties" in Mizoguchi (ed.), *Making Economies more Efficient and Equitable. Factors Determining Income Distribution*, Oxford et Tokyo, Oxford Univ. Pr., 1990, p. 277-291. フランスにおける, 技能形成の部門的格差については, 以下を参照。B. Reynaud, "Les modes de rémunération et le rapport salarial", *Economie et Prévision*, No. 92-93. さらに同じ著者による以下も参照。Le salaire, la règle et le marché, Paris, C. Bourgois, 1991.
- 56 レギュレーション・アプローチは, 東欧経済の中に, 適用と豊富化の多い領域を開拓した。以下を参照。J. Sapir, *Les fluctuations économiques en URSS*, Paris, Editions de l'E.H.E.S.S. 1990. さらに, 同じ著者による, 以下を参照。L'économie mobilisée, Paris, La Découverte, 1990. 同じく, 以下も参照。B. Chavance, "Quelle transition vers quelle économie de marché pour les pays de l'Est?", *Revue Française d'Economie*, Vol. V, No. 4. 1990. さらに, 同じ著者による, 以下を参照。Le système économique soviétique de Brejnev à Gorbatchev, Paris, Nathan, 1989 (斉藤訳『社会主義のレギュレーション理論』大村書店, 1992)。
- 57 すでに引用した Cawson と Schmitter の著作の他に, 以下を参照。G. Lehmbruch, "Concentration and the Structure of Neo-Corporatist Network" dans J.W. Falter, X. Finner et M.T. Grever (eds), *Order and Conflict in Contemporary Capitalism : Studies in the Political Economy of Western European Nations*, Oxford, Clarendon Press, p. 66-80.
- 58 こうした試みについては, 以下を参照。R. Boyer, "Transformations of Modern Capitalism by Light of the "Regulation" Approach and Other Political Economy Theories", ronéotypé, CEPREMAP, 1989.
- 59 前の注で引用した文献は, 部門的組織化様式の選択にあたってのいくつかの決定要因を挙げている。資本における生産的結合の比重や規模の収益, 製品の標準化の度合い, 価格ないし品質による競争形態, 国際的競争への開放度, 労働の職業的関係の性格, 金融システムとの関係の性格, といったものがそれである。ワイン部門は, すでに明らかにされた部門的管理様式と関連づけて, 再定位されるべきである。
- 60 とりわけ, 以下を参照。B.W. Arthur, "Competing Technologies : An Overview", dans G. Dosi et al. (eds), *Technical Change and Economic Theory*, Londres, Pinter, 1988. P.A. David, "Path Dependence : Putting the Past into the Future of Economics", Stanford University, Technical Report No. 533, 1988.